札企第 5 6 4 号 梅企第 1 7 5 号 号 号 梅企第 3 4 4 号 号 岩企第 2 3 7 号 号 号 王之政第 6 2 号 号 号 老本政第 6 6 号 号 号 北 石企企企第 5 6 号 号 長政第 3 5 6 号

令和3年(2021年)3月30日

北海道知事 鈴木 直道 殿

札幌市長 秋元 克広 小樽市長 迫 俊哉 岩見沢市長 松野 哲 江別市長 三好 昇 千歳市長 山口 幸太郎 恵庭市長 原田 裕 北広島市長 上野 正三 石狩市長 加藤 龍幸 当別町長 宮司 正毅 新篠津村長 石塚 隆 南幌町長 大崎 貞二 齋藤 良彦 長沼町長 (公印省略)

地域公共交通計画の共同作成に係る要請について

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号。以下「法」という。)第五条第八項の規定に基づき、下記のとおり要請する。

- 1 市町村の区域を超えた広域的な地域旅客運送サービスの持続可能な提供の 確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するため、さっぽろ連携 中枢都市圏(札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、 石狩市、当別町、新篠津村、南幌町及び長沼町により構成される圏域をいう。) を構成する市町村と共同して、法第五条第一項に規定する「地域公共交通計画」 を作成されたいこと。
- 2 1に掲げる地域公共交通計画の作成は、公共交通事業者等の意見を十分に 勘案して行われたいこと。

【問い合わせ先】